

品川区都市型観光プラン推進本部設置要綱

平成28年 2月25日区長決定
要綱第122号

(設置)

第1条 品川区都市型観光プランの推進に向けて、庁内の各組織が相互に密接な連携を図り、課題等に迅速かつ的確に対応するため、品川区都市型観光プラン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、品川区都市型観光プランの推進に係る情報の共有および課題の検討を行う。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる本部長、副本部長および委員で構成する。

- 2 本部長は、推進本部を招集し、主宰する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時はその職務を代理する。
- 4 本部長は、推進本部の運営上必要と認める場合は、別表に掲げる委員以外の者を出席させることができる。
- 5 推進本部には、個別課題の詳細事項を検討するため、必要に応じて、個別課題毎に検討部会を設置することができる。

(庶務)

第4条 推進本部に関する庶務は、文化観光課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の設置に必要な事項は、文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から適用する。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
本 部 長	区 長
	副区長
副本部長	副区長
	教育長
	企画部長
	総務部長
	地域振興部長
	文化スポーツ振興部長
委 員	子ども未来部長
	福祉部長
	健康推進部長
	品川区保健所長
	都市環境部長
	防災まちづくり部長
	災害対策担当部長
	教育委員会事務局教育次長